

## 河川分科会の審議結果について

- 開催日時:平成20年8月11日(月)午前9時30分～午後4時20分
- 開催場所:宮城県行政庁舎 1101会議室
- 担当委員:田中副部長, 加藤委員, 徳永委員

## ■審議結果

No.	事業名	区分	審議結果	備考
5	広域基幹 迫川河川改修事業	実施	部会審議	河川事業の評価の考え方(区間, 期間等)を迫川を代表事例として部会で議論する必要がある。
6	広域基幹 迫川(芋塚川)河川改修事業	休工	継続妥当	H29再開(H10～休工)
7	広域基幹 迫川(熊川)河川改修事業	実施	継続妥当	H22～28休工(下流河川改修との調整・他事業との調整)
8	広域基幹 迫川(長沼川)河川改修事業	実施	継続妥当	
9	広域基幹 迫川(荒川)河川改修事業	実施	継続妥当	H25～28休工(予算額抑制に伴う事業費配分の見直し)
10	広域基幹 田尻川河川改修事業	実施	継続妥当	
11	広域基幹 鳴瀬川河川改修事業	休工	継続妥当	H31再開(H11～休工)
12	広域基幹 善川河川改修事業	休工	継続妥当	H29再開(H12, H14～休工)
13	広域基幹 竹林川河川改修事業	実施	継続妥当	H21～28休工(下流河川改修との調整)
14	広域基幹 白石川河川改修事業	実施	部会審議	B/C107の算出手法を確認の上, その要因を説明のこと。H40完成予定の前に, 集中投資して早期完成すべきではないか。
15	広域基幹 白石川(斎川)河川改修事業	休工	継続妥当	H29再開(H18～休工)
16	広域基幹 大川河川改修事業	実施	継続妥当	
17	広域一般 高城川河川改修事業	実施	継続妥当	
18	都市基幹 七北田川河川改修事業	実施	継続妥当	
19	都市基幹 七北田川(梅田川)河川改修事業	休工	継続妥当	H29再開(H15～16, H18～休工)
20	都市基幹 砂押川河川改修事業	実施	継続妥当	H21～25休工(他事業との調整)
21	鹿折川地震高潮等対策河川事業	実施	継続妥当	
22	坂元川総合流域防災事業	実施	部会審議	第2回部会で選定 ※道路事業と一括審議
23	出来川総合流域防災事業	実施	継続妥当	
24	雉子尾川総合流域防災事業	休工	継続妥当	H29再開(H15～休工)
25	富士川総合流域防災事業	休工	継続妥当	H29再開(H11～休工)
26	西川総合流域防災事業	休工	継続妥当	H29再開(H14～15, H18～休工)

## ■指摘事項 &lt;事業共通&gt;

- ・「事業費増減対照表」は, 事業着手時のデータが把握できるものについては, 省略せず記載すること。  
→(対応) 今後の事業から対応する。今回の河川事業については, 表の注釈を修正し, 評価書に反映する。
- ・再々評価事業では, 前回再評価時からの事業進捗がわかるように, 前回進捗率を評価調書に記載すること  
→(対応) 事務局で調書様式の変更を検討する。
- ・事業休止理由は, 進捗状況との関連や, 休止が納得できる理由を, 各事業に即した形で記載すること  
→(対応) 修正し, 評価書(評価結果)に反映する。
- ・短期的事業計画調書の「今後10年間の整備方針及び事業計画」は, 事業内容や費用を具体的に記載するように努めること  
→(対応) 今後の河川事業から対応する。部会審議事業については, 修正して部会へ提出する。

事業番号	5	事業名	広域基幹 迫川河川改修事業
委員の質問・意見等		県の回答	
※事業番号27 長沼ダム建設事業と一括説明			
①-1	● 河川整備計画は30年を目安に定めている。本当に30年がいいのか、もっと短期的に15年位の区間で見えていくべきではないかという議論があってもいい。 (分科会:徳永委員)	◎ 河川事業は長期的なスパンの中で段階的に整備を進めなくてはいけない。基本的には30年が、整備計画のひとつの基準期間になっているが、状況に応じて見直しをしていく。	
①-2	● 時間的なものは、区域のくり方が必ずしも納得できないものがある。 (分科会:田中副部会長)	◎ 一般の河川については、事業効果が上がりやすい区域になっているが、迫川の場合は、どうしても広くなってしまふ。それを小間切れにすると事業効果が算定しにくいということがある。	
①-3	● ダムの場合は、かなり強引に分け、河川の被害額を比例配分しており、説明と実際の手法が自己矛盾していると思う。 (分科会:徳永委員)	◎ 河道改修と治水施設のトータルバランスで、迫川の治水安全度を確保するという事なので、基本的にはセットの議論の中で評価を進めるべきものだが、評価制度が事業単位なので、それぞれ切り出して事業ごとに評価している。	
①-4	● 河川事業の評価の考え方については、部会で議論する必要がある。 (分科会:田中副部会長, 徳永委員)		—
②-1	○ 岩手・宮城内陸地震により、事業のスケジュールなど影響はどうか。 (分科会:田中副部会長)	◎ 迫川上流に花山ダム、荒砥沢ダム、栗駒ダムがあるが、ダムから上流域の被害が大きく、下流の被害は僅かである。上流域は砂防事業を中心とした土砂対策になるが、我々としてはダムへの土砂流入対策を行う。ただし、治水事業への影響はないと思われる。	
②-2	○ 荒砥沢ダムは基本的に国直轄の災害復旧になると思うが、県の持ち出す費用は大きくならないのか。 (分科会:加藤委員)	◎ 利水分は国農政局でやるので地元負担はかなり少ない。治水分は3分の2の国庫負担で共同事業により復旧する形になる。	
③	● 部会審議とする。 (分科会:田中副部会長)		—
審議結果	事業継続とした県案について		附帯意見等
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 継続妥当</li> <li>・ 条件を付して継続妥当</li> <li>・ 見直しの必要あり (休止, 中止等)</li> <li>■ 部会審議 (長沼ダムと一括審議)</li> </ul>		

※ ○:委員の質問 ●:委員の意見 ◎:県の回答  
 ※質問回答および付帯意見等の表現は今後修正の可能性あり。

事業番号	6	事業名	広域基幹 迫川(芋埦川)河川改修事業
委員の質問・意見等		県の回答	
①	○ 休止事業の再評価について、5年ごとの評価及び再開時の評価の両方が必要なのか。 (分科会:徳永委員)	◎ 休止事業であっても、国土交通省の再評価実施要領に従い、5年ごとに再評価をする必要がある。また、計画どおり再開するのであれば、再開時の評価は必要ないと考える。	
②	● 大きい状況変化がなければ確認するくらいでよく、次の25年度の再評価時に詳細に審議すればいい。 (分科会:加藤委員)		—
③	● 休工であるが、承認とする。 (分科会:田中副部会長)		—
審議結果	事業継続とした県案について		附帯意見等
	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 継続妥当</li> <li>・ 条件を付して継続妥当</li> <li>・ 見直しの必要あり (休止, 中止等)</li> <li>・ 詳細審議</li> </ul>		なし

※ ○:委員の質問 ●:委員の意見 ◎:県の回答

事業番号	7	事業名	広域基幹 迫川(熊川)河川改修事業
委員の質問・意見等		県の回答	
①	○ 平成28年まで休工する事業がいくつかあるが、他事業との関連や予算の関係なのか。 (分科会:田中副会長)	◎ 長沼ダムなど大きな事業が終わりつつあり、その後、20～28年に水門や施設が入ってくる事業がある。その辺の横のバランスから、予算的な面で28年に再開できると考えている。	
②	○ 事業があと1, 2年の工事で終わるのであれば、終わらせた方がよいのではないか。 (分科会:徳永委員)	◎ 下流の二迫川が完成形になっていない。また、計画高水位高で堤防が概成しているので、まず他の事業という形である。	
③	● 説明にはあったが、調書の中にも休止理由が記載されていると分かりやすいと思う。 (分科会:田中副会長)	→評価書に反映します。	
④	● 事業承認とする。	-	
審議結果	事業継続とした県案について		附帯意見等
	■継続妥当 ・条件を付して継続妥当 ・見直しの必要あり(休止, 中止等) ・詳細審議		なし

※ ○:委員の質問 ●:委員の意見 ◎:県の回答

事業番号	8	事業名	広域基幹 迫川(長沼川)河川改修事業
委員の質問・意見等		県の回答	
①	○ 長沼ダムとの関連はどうなっているのか。 (分科会:加藤委員)	◎ 長沼が上流端となっている。長沼川は長沼ダムのダム機能との関連性はないが、旧迫町の公共下水道と関連があり、事業調整が必要である。平成20年度に認可予定である。	
②	○ 自然河川なのか。 (分科会:徳永委員)	◎ 自然河川である。長沼川は迫川と合流する河川であるが、勾配が非常に緩く、水が流れにくいので、放水路を設置して迫川へショートカットする計画である。	
③	● 事業承認とする。 (分科会:田中副部会長)		
審議結果	事業継続とした県案について		附帯意見等
	■ 継続妥当 ・ 条件を付して継続妥当 ・ 見直しの必要あり (休止, 中止等) ・ 詳細審議		なし

※ ○:委員の質問 ●:委員の意見 ◎:県の回答

事業番号	9	事業名	広域基幹 迫川(荒川)河川改修事業
委員の質問・意見等		県の回答	
①-1	● この事業に限らないが、比較的新しい事業についても、事業費増減対照表の注釈が「着手時との比較は、現存資料が不足していることから、平成10年度との比較とした」と記載されている。 事業費が非常に上がっているものについては、いつの時点で、どこの項目が上がっているのか重要になるので、一律に書かれると不明確になる場合がある。 (分科会:田中副部会長)	◎ 河川事業の中には昭和10年頃着手のものもあり、当初データがないものもあるため、全事業について、平成10年との比較に統一して記載していた。ただし、注釈の説明書きが不十分だったので修正する。  →修正し、評価書に反映します。	
①-2	● 30年経過したら当初資料が無いというのは、ひとつの事業としてやっているのであればおかしい。そうでなければ、やはり10年程度の事業期間にしないといけないのではないかと思う。 (分科会:徳永委員)	-	
②	○ B/Cが低く、前回より下がっているが、事業費が変わらないので、便益の算定方法を変更しているのか。 (分科会:徳永委員)	◎ 平成15年に設定した氾濫想定区域は、整備区域の上流まで含めていたが、今回はその上流分を対象から外したため、便益が減っている。説明書きが一律で分かりにくくなっていた。  →修正し、評価書に反映します。	
③	● 事業承認とする。 (分科会:田中副部会長)	-	
審議結果	事業継続とした県案について	附帯意見等	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 継続妥当</li> <li>・ 条件を付して継続妥当</li> <li>・ 見直しの必要あり (休止, 中止等)</li> <li>・ 詳細審議</li> </ul>	なし	

※ ○:委員の質問 ●:委員の意見 ◎:県の回答

事業番号	10	事業名	広域基幹 田尻川河川改修事業
委員の質問・意見等		県の回答	
①-1	○	今回進捗率38.1%であるが、前回再評価時から何%進んでいるのか。 (分科会:加藤委員)	◎ 前は35.8%なので約3%進んでいる。
①-2	●	前回進捗率が分かるように、調書に記載があるとよい。 (分科会:田中副部会長)	◎ 再々評価事業については、まず、重点評価実施基準の算出結果表に、前回進捗率を記載し、評価調書にも記載するように様式を変更するよう事務局で検討する。
②-1	●	この10年間にいくら使って、どこまで造るのかももう少し明確にした方がよい。そうしないと、次回再評価時までの5年間の評価がきちんと出来なくなる。 (分科会:徳永委員)	◎ 今回改訂した土木行政推進計画では、いつまでに何をするという具体的な記載方法に変えていたが、評価調書も同じような記載にすべきであった。
②-2	●	河川事業は期間が長いことから、事業費が当初見積と完成時で乖離してくるので、本当に適正に使用されているのか非常に分かりにくい。だからこそ短い期間に切ることができないのかというのが前々からの指摘である。 (分科会:徳永委員)	◎ 河川事業では、成果が見える川づくりという方向になっているので、指摘部分についてはやれるところもかなり出てくると思うし、そのような方向でやっていきたい。
③	●	事業承認とする、河川事業全般について、従来からの問題点への指摘事項があったので、是非とも対応をお願いする。 (分科会:田中副部会長)	-
審議結果	事業継続とした県案について		附帯意見等
	■継続妥当	・条件を付して継続妥当 ・見直しの必要あり(休止、中止等) ・詳細審議	なし

※ ○:委員の質問 ●:委員の意見 ◎:県の回答

事業番号	11	事業名	広域基幹 鳴瀬川河川改修事業
委員の質問・意見等		県の回答	
①	○ 平成31年に事業再開し、31年に完了するということか。その前に用地問題は解決しないのか。 (分科会:加藤委員, 徳永委員)	◎ 用地問題さえ解決すれば、事業を終わらせられると考えるが、実際には今での経緯もあり、すぐには了解は得られない。	
②	● 事業承認とする。 (分科会:田中副部会長)	-	
審議結果	事業継続とした県案について		附帯意見等
	■ 継続妥当 ・ 条件を付して継続妥当 ・ 見直しの必要あり (休止, 中止等) ・ 詳細審議		なし

※ ○:委員の質問 ●:委員の意見 ◎:県の回答

事業番号	12	事業名	広域基幹 善川河川改修事業
委員の質問・意見等		県の回答	
①	○ 排水樋管は、ほ場整備の関係か。 (分科会:徳永委員)	◎ はい。統廃合をする予定である。	
②-1	○ 下水道事業との関係はあるのか。 (分科会:徳永委員)	◎ ない。	
②-2	○ 事業目的に「仙台北部中核工業団地等の重要施設が集中し」となっており、今、県では、この地区が重点地区なので、事業休止し後回しでいいのか気になるが。 (分科会:徳永委員)	◎ 善川に合流する荒屋敷川の上流に防災調整池があり、それで洪水調節はされている。	
②-3	○ 事業目的に「近年は宅地造成が進む等、雨水流出が増加する傾向にある」と書かれると、ここは重点地域なので、28年まで休止というのはどうかと思う。 (分科会:徳永委員)	◎ 仙台北部中核工業団地の直接の受け皿は、荒屋敷川と奥田川になり、善川ではない。事業目的の書き方が良くなかった。 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 10px auto;">→修正し、評価書に反映します。</div>	
③	○ 当面、善川沿線で開発が進むことはないのか。 (分科会:徳永委員)	◎ ない。	
④	● 事業承認とする。 (分科会:田中副部会長)	-	
審議結果	事業継続とした県案について		附帯意見等
	■ 継続妥当 ・ 条件を付して継続妥当 ・ 見直しの必要あり（休止，中止等） ・ 詳細審議		なし

※ ○:委員の質問 ●:委員の意見 ◎:県の回答

事業番号	13	事業名	広域基幹 竹林川河川改修事業
委員の質問・意見等		県の回答	
①-1	● ここに大和リサーチパークが出てくるのか。住宅団地との関係も見えにくいので、追加資料で説明して欲しい。 (分科会:徳永委員)	◎	上流の明通川に19~20年度の2カ年で、リサーチパークの調整池を造ることで、その事業費も盛り込んでいたが、事業内容の記載が抜けていた。 ※追加資料を提出し、説明した。
①-2	○ 流量配分に変化はないのか。 (分科会:徳永委員)	◎	下流の河川計画に影響しないように、流出分は調整池で受け、下流に流すような格好にしているの、流量配分図に変更はない。
①-3	○ 氾濫想定区域に開発予定はないのか。 (分科会:徳永委員)	◎	今のところないと考えている。当面の開発は既に市街化区域に指定されている範囲内と聞いている。
②	○ 明通川の防災調整池の規模はどれくらいか。 (分科会:加藤委員)	◎	追加資料により説明した。(貯留量V=116,000m <sup>3</sup> )
③	● 問題ないと思われる。事業承認とする。 (分科会:田中副部会長)		-
審議結果	事業継続とした県案について		附帯意見等
	■継続妥当 ・条件を付して継続妥当 ・見直しの必要あり(休止、中止等) ・詳細審議		なし

※ ○:委員の質問 ●:委員の意見 ◎:県の回答

事業番号	14	事業名	広域基幹 白石川河川改修事業
委員の質問・意見等		県の回答	
①-1	○ 便益が非常に高くなっているのは、どのような理由か。 (分科会:徳永委員)	◎ 床上浸水の浸水深になっていること。また、想定氾濫区域に家屋や工場を多く含むエリアになっており、被害想定額が高くなっている。	
①-2	● B/Cが100を超えている。民間資産ならまだしも公共土木で本当にそこまでの被害が出るのか気になる。3千億という被害額の想像がつかない。 (分科会:徳永委員)	◎ JRや幹線道路が浸水により交通遮断された場合に、寸断される物流や人の移動など、交通断絶の影響による波及効果まで含め、公共土木の被害額を治水経済マニュアルにより算出している。	
②	○ 前回再評価時から事業費が増額となっている。その要因と内訳について、詳細に説明願いたい。 (分科会:加藤委員)	◎ 支川の平家川と森の川の2河川を2km程延伸しており、30億程度見込んでいる。白石川全体で約50億増えているので、あとの10億程度は工事費の増になり、各工種の積み上げ等で増額となっている。なお、今回、残事業費を再精査し、単価の置き換え等をしている。	
③-1	○ B/Cがここまで大きいと、逆にもっと急がないといけないのではないかと。3千億という被害が来る前にやるべきだと思うが、どのように考えているのか。 これだけの被害が見込めるのなら、県内でも一番の緊急課題として、相当傾斜配分すべきではないか。そうでないとすれば、過大評価し過ぎているのか。 (分科会:徳永委員)	平家川の治水安全度が1/2以下であり、病院や学校の浸水被害もあるので、シビルミニマムの観点から1/10の治水安全度を目標に最優先に考えている。	
③-2	● B/C算出手法については、森杉部会長に相談した方が良い。 これだけ便益が高いなら10年程度の集中投資で完成させたいと思うし、大きな被害が想定されるなら事業期間をH40年まで引き延ばしていいのかという議論にもなる。 (分科会:徳永委員)	-	
④	● この事業は、部会審議とする。 (分科会:田中副部会長)	◎ B/Cの内容及び公共土木の被害額がどのような積み上げになっているのかも含めて、再度精査する。  →部会で報告します。	
審議結果	事業継続とした県案について		附帯意見等
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 継続妥当</li> <li>・ 条件を付して継続妥当</li> <li>・ 見直しの必要あり (休止, 中止等)</li> </ul> ■ 部会審議		

事業番号	15	事業名	広域基幹 白石川(斎川)河川改修事業
委員の質問・意見等		県の回答	
①	○ 10頁の断面図で、前の堤防はいつつくったのか。今回の改修は沿川開発の影響か。 (分科会:徳永委員)	◎ 昭和11～23年にかけて一次改修として実施している。その後沿川開発等があり二次改修を行った。河床掘削を残して概ね出来上がっており、治水安全度としては30分の1が確保できているので休止している。	
②	● 事業承認とする。 (分科会:田中副部会長)		-
審議結果	事業継続とした県案について		附帯意見等
	<b>■継続妥当</b> ・条件を付して継続妥当 ・見直しの必要あり(休止, 中止等) ・詳細審議		なし

※ ○:委員の質問 ●:委員の意見 ◎:県の回答

事業番号	16	事業名	広域基幹 大川河川改修事業
委員の質問・意見等		県の回答	
①	● 本事業と迫川・長沼ダム事業を比べると、B/Cに反映する時に、どこまでの治水安全度や計画を考慮するのか、アンバランスを感じる。 (分科会:田中副部会長)	◎	事業の拠り所は河川整備計画であり、その中で、B/Cの検討をしている。迫川は整備計画を見直し中であり、大川は30分の1の放水路・遊水地なしの整備計画が公表されており、それに基づいている。
②	● 事業承認とする。 (分科会:田中副部会長)		-
審議結果	事業継続とした県案について		附帯意見等
	■ 継続妥当 ・ 条件を付して継続妥当 ・ 見直しの必要あり（休止、中止等） ・ 詳細審議		なし

※ ○:委員の質問 ●:委員の意見 ◎:県の回答

事業番号	17	事業名	広域一般 高城川河川改修事業
委員の質問・意見等		県の回答	
①	○ 高潮対策と言っているが、B/Cでは通常の河川事業として算出するのか。他の洪水対策のものとはメカニズムが違うと思うが。 (分科会:田中副部会長)	◎ 高潮対策としてB/Cを算出すると、便益が大きくなり過ぎることが考えられるため、河川自己流の洪水防御の対策でもあることから、河川事業としてB/Cを算出している。	
②	● 上記のような問題点はあるが、事業継続とする。 (分科会:田中副部会長)		—
審議結果	事業継続とした県案について		附帯意見等
	■継続妥当 ・条件を付して継続妥当 ・見直しの必要あり（休止、中止等） ・詳細審議		なし

※ ○:委員の質問 ●:委員の意見 ◎:県の回答

事業番号	18	事業名	都市基幹 七北田川河川改修事業
委員の質問・意見等		県の回答	
①-1	○ 土木行政推進計画の見直しに伴って延長するという説明であるが、七北田川は重点河川となっているのに完成予定を15年延ばすのか。 (分科会:徳永委員)	◎ 長い河川なので、事業全体ではなく、メリハリをつけ、下流部の蒲生地区を重点的に進めるという考え方である。	
①-2	○ 5年ごとに再評価をやるので、この5年間にどれだけ事業費を見込んでいるのが分かるか。 (分科会:加藤委員)	◎ 蒲生地区は高さが足りない部分が一番問題なので、重点的に早急に実施するということが分かる記述にする。 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">→評価書に反映します。</div>	
①-3	● 資料3の説明の時に、事業全体の中でも何々工区を重点に実施するという説明をすべきである。 (分科会:徳永委員)	◎ 資料3(河川事業の考え方等)は修正し、部会で説明する。	
②	● 指摘事項は修正をお願いします。事業自体は継続とする。 (分科会:田中副部会長)	—	
審議結果	事業継続とした県案について		附帯意見等
	<ul style="list-style-type: none"> <li>■継続妥当</li> <li>・条件を付して継続妥当</li> <li>・見直しの必要あり(休止、中止等)</li> <li>・詳細審議</li> </ul>		なし

※ ○:委員の質問 ●:委員の意見 ◎:県の回答

事業番号	19	事業名	都市基幹 七北田川(梅田川)河川改修事業
委員の質問・意見等		県の回答	
①	○ 調節地を伴っている事業ということだが、具体的に計画は進んでいるのか。その事業費の見積りはどうなっているのか。(分科会:田中副部会長)	◎	2箇所調整池計画が位置付けられているが、具体的には計画図面が出来ている状況ではない。調整池を全体計画に位置付ける際に、概略計画を立案しているため、その事業費を入れ込んでいる。
②	○ 重点事業に位置付けられていないのか。(分科会:徳永委員)	◎	位置付けていない。七北田川下流の蒲生地区を位置付けている。
③	○ 今までの整備で、効果はだいぶ発現しているということか。(分科会:徳永委員)	◎	30分の1の治水安全度は下流で持っている。あとは下水道との調整である。
④-1	○ 仙台市でB/C37という事業を休止しているのか。(分科会:徳永委員)	◎	下水道との整合を取らなくてはいけないことは認識しているが、河川が原因となって下水道整備に支障を来しているということにはなっていないと考えている。
④-2	● 浸水被害が度重なっているため、もっと早く実施すべきと感じる。14年の概成以降、被害がなくなっているのなら、そのように記載すれば、安心して休止と言うことができる。(分科会:徳永委員)	◎	調書の「効果の発現状況」等に、休止理由も含め、具体的に分かるような記載をする。 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">→修正し、評価書に反映します。</div>
⑤	● 事業承認とする。(分科会:田中副部会長)		-
審議結果	事業継続とした県案について		附帯意見等
	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 継続妥当</li> <li>・ 条件を付して継続妥当</li> <li>・ 見直しの必要あり (休止, 中止等)</li> <li>・ 詳細審議</li> </ul>		なし

※ ○:委員の質問 ●:委員の意見 ◎:県の回答

事業番号	20	事業名	都市基幹 砂押川河川改修事業
委員の質問・意見等		県の回答	
①-1	○ 平成20年に遊水地が概成するのか。 (分科会:徳永委員)	◎ 30分の1の容量で概成する予定である。	
①-2	○ 次年度以降、事業調整が付くまでは暫く休工となるが、調整により、何か変わる可能性はあるのか。 (分科会:徳永委員)	◎ 流域の下水道計画が定まらないと、河道計画が立てられない状況であり、その調整を行っているが、まだ具体的な事業計画を立てられる状況になっていない。下流域はある程度の治水安全度の向上が図られたので、一時休止で考えている。	
①-3	○ 5年の休止予定であるが、利府町の予定によってはもっと長引く可能性もあるのか。 (分科会:加藤委員)	◎ 河川が遅れを取る訳にはいかないので、定期的な事業調整等は進めていくが、場合によっては、5年以上の期間になる可能性はある。	
②	○ 休止理由は「下流整備による流下能力増を待って事業再開予定」となるのか。そこまで書いてもらえると分かりやすい。 (分科会:徳永委員)	◎ そのとおり	
③	● 事業承認とする。 (分科会:田中副部長)	—	
審議結果	事業継続とした県案について		附帯意見等
	■継続妥当 ・条件を付して継続妥当 ・見直しの必要あり(休止, 中止等) ・詳細審議		なし

※ ○:委員の質問 ●:委員の意見 ◎:県の回答

事業番号	21	事業名	鹿折川 地震高潮等対策河川事業
委員の質問・意見等		県の回答	
①	○ 便益が下がったのは、区域の見直しか。前回と今回はどのように変わったのか。 (分科会:田中副部会長)	◎	今回は河川改修の下流部だけを見る形になっている。前は、上流部の浸水面積も減るという前提だったが、過大評価ということで、今回は差し引いているところがいくつかある。
②-1	○ 他河川は結構長く続くが、この事業は平成24年完了というのは、津波など緊急性を要する事業として位置付けているという違いがあるのか。 (分科会:田中副部会長)	◎	津波対策に関連する河川事業についても、重点事業に入っている。
②-2	○ 土木行政推進計画の10箇年計画では、「宮城県沖大規模地震津波高潮対策」に関連する事業ということか。 (分科会:加藤委員)	◎	はい。資料3の該当箇所に河川事業が抜けていたので、修正し部会に提出する。
③	○ 高潮だが洪水だけで評価しているのか。遠隔操作化もこの事業に入っているのか。 (分科会:徳永委員)	◎	そのとおり。遠隔操作化は入っていない。
④	● 事業承認とする。 (分科会:田中副部会長)		—
審議結果	事業継続とした県案について		附帯意見等
	■継続妥当 ・条件を付して継続妥当 ・見直しの必要あり（休止，中止等） ・詳細審議		なし

※ ○:委員の質問 ●:委員の意見 ◎:県の回答

事業番号	23	事業名	出来川 総合流域防災事業
		委員の質問・意見等	県の回答
①	○	上流部分が、事業No.4 県道姥ヶ沢道路改良事業と関わってくる部分か。 (分科会:徳永委員)	◎ 上流部は道路改良と関連はするが、河川改修計画との事業調整は、なかなか難しい状況にある。
②	●	事業承認とする。 (分科会:田中副部会長)	—
		事業継続とした県案について	附帯意見等
審議結果	■継続妥当		なし
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・条件を付して継続妥当</li> <li>・見直しの必要あり (休止, 中止等)</li> <li>・詳細審議</li> </ul>		

※ ○:委員の質問 ●:委員の意見 ◎:県の回答

事業番号	24	事業名	雉子尾川 総合流域防災事業
		委員の質問・意見等	県の回答
①	○ 平成14年の概成以降は被害がなくなっているが、調書「社会経済情勢」欄の度重なる被害の記載では、早期に事業実施すべきと感じる。 休止理由が分かるように記載して欲しい。 (分科会:徳永委員)	◎ 休止理由を意識した形に修正する。  →修正し、評価書に反映します。	
②	● 事業承認とする。 (分科会:田中副部会長)		-
審議結果	事業継続とした県案について		附帯意見等
	<b>■継続妥当</b> ・条件を付して継続妥当 ・見直しの必要あり（休止，中止等） ・詳細審議		なし

※ ○:委員の質問 ●:委員の意見 ◎:県の回答

事業番号	25	事業名	富士川 総合流域防災事業
委員の質問・意見等		県の回答	
①	○ 新川水門、針岡排水機場は完成しているのか。 (分科会:加藤委員)	◎ 調書記載が間違っており、新川水門と針岡排水機場は未着手である。	
②	○ 毎年、事業要望があるのに、休止するのはなぜか。 (分科会:徳永委員)	◎ ほ場整備との事業調整と、新川水門の予算措置について今後詰めていく状況である。	
③	○ 毎年のように被害があるのであれば、ほ場整備事業を待たずに実施した方が、かえって、農業側にもよいのではないかという気がするが。 (分科会:徳永委員)	◎ ほ場整備事業は離れた2地区を1つの地区にまとめているので、地元への配慮というか、差が出ないような格好という意味合いだと思う。また、排水機場の事業費の問題もあると思われる。	
④	○ 被害は毎年あったが、平成14年以降は起きていないのか。 (分科会:徳永委員)	◎ 近年では14年7月が、かなり大きかった雨である。その後は局地的なものである。	
⑤	● 事業承認とする。 (分科会:田中副部会長)		
審議結果	事業継続とした県案について		附帯意見等
	■ 継続妥当 ・ 条件を付して継続妥当 ・ 見直しの必要あり (休止, 中止等) ・ 詳細審議		なし

※ ○:委員の質問 ●:委員の意見 ◎:県の回答

事業番号	26	事業名	西川 総合流域防災事業
委員の質問・意見等		県の回答	
①	質疑なし		—
②	● 事業承認とする。 (分科会:田中副部会長)		—
	● 河川事業に限ったことではないが、ほ場整備事業では、落札率が低いために、便益が上がってなくても、コストが下がっているために、B/Cを算出しなおすと結果的に上がっているという現象がある。 ほ場整備事業だけコストが安くなっているが、河川とか他の事業はそのようなことは加味していない。 その辺で横並びにした時に整合性が取れていなく、B/Cをなるべく高くなる感じに見直しているのかなという感じがしている。 (分科会:田中副部会長)		—
審議結果	事業継続とした県案について		附帯意見等
	■ 継続妥当 ・ 条件を付して継続妥当 ・ 見直しの必要あり (休止, 中止等) ・ 詳細審議		なし

※ ○:委員の質問 ●:委員の意見 ◎:県の回答

事業番号	27	事業名	長沼ダム建設事業
委員の質問・意見等		県の回答	
①	● 長沼ダムで副堤を二つ増やしているが、費用は逆に減っている。かつ、B/Cは落ちているので、その辺を部会ではもう少し分かりやすく説明して欲しい。 (分科会:徳永委員)	◎ 部会で説明します。	
②	○		
③	○		
④	○		
⑤	○		
⑥	○		
⑦	○		
⑧	○		
⑨	○		
審議結果	事業継続とした県案について		附帯意見等
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 継続妥当</li> <li>・ 条件を付して継続妥当</li> <li>・ 見直しの必要あり (休止, 中止等)</li> <li>・ 詳細審議</li> </ul>		

※ ○:委員の質問 ●:委員の意見 ◎:県の回答